13　前倒し仮弁済
　処分連動更生債権について、第３章第３節第２款第３項の定めにより、処分連動更生債権に対する弁済額の確定前に実施する弁済であり、同款第４項に定める本弁済との間で精算が予定されるものをいう。
14　土地建物一体担保
　更生担保権者が、担保不動産について、土地と建物の双方（又は土地と一体化された区分建物）に担保権の設定を受けている場合（仮登記の場合を含む）、あるいは、これに準ずる担保権の設定を受けていることにより土地建物の一体としての担保価値を捕捉していると認められる場合をいい、別表６－１、別表６－２、及び、別表６－３において、「土地建物一体担保」である旨の表記がなされたものをいう。
15　土地のみ担保
　更生担保権者が、担保不動産について、土地のみに担保権の設定を受けている場合（仮登記の場合を含む）をいい、別表６－１、別表６－２、及び、別表６－３において、「土地のみ担保」である旨の表記がなされたものをいう。
16　実質売却代金額
　担保目的物の売却にかかる実質的な売買代金をいい、担保目的物が販売用不動産である場合においては、その売却にかかる契約書記載の売買代金（消費税抜き）から、制度割引、物品値引、ｅさーびすと値引、キャンペーン値引、預り金値引等の実質的な値引金額を控除した金額を、担保目的物が販売用不動産以外の場合においては売買代金（消費税抜き）をいう。
17　予定土地取得原価割合
　担保不動産にかかるプロジェクト完成時までに発生すると見込まれる更生会社の予算ベースでの土地原価に対応する按分割合をいい、完成時までに発生すると見込まれるプロジェクト全体の予定取得原価（予定土地取得原価＋予定建物取得原価）に対する予定土地取得原価の割合（百分率表示（％）で小数点以下２位未満四捨五入）をいい、別表15－２の「予定土地取得原価割合」欄記載の数値をいう。
18　土地取得原価割合
　担保不動産にかかるプロジェクト完成時までに発生した実際原価ベースでの土地原価に対応する按分割合をいい、完成時までに発生したプロジェクト全体の取得原価（土地取得原価＋建物取得原価）に対する土地取得原価の割合をいう。なお、土地建物の取得原価は、更生会社の会計処理上の原価算入基準による。
19　控除費用
　処分連動方式による担保弁済額の算定に当たり、担保目的物の実質売却代金額から控除される販売実費等の費用をいい、別表15－３に記載された費用の合計額をいう。ただし、控除費用の合計額が、実質売却代金額の10％相当額を超える場合は、実質売却代金額の10％相当額を控除費用の額とする。
20　販売経費等補填金
　処分連動方式による担保弁済額の算定に当たり、担保目的物の実質売却代金額から控除される控除費用の一項目（別表15－３の⑭）であり、処分連動方式による弁済の対象となっている担保目的物の種類に応じて、「一定の割合」を当該担保目的物の実質売却代金額に乗じて得られる額をいう。
　なお、当該「一定の割合」は、別表15－３記載のとおり、①販売用不動産（開始決定時完成済物件）は５％、②販売用不動産（開始決定時未完成物件）は７％、③販売用不動産（事業化中止物件）は５％、④事業用不動産（賃貸物件、非賃貸物件）は３％、である。
21　関係担保権者
　処分連動方式による弁済の対象となっている担保目的物について、更生手続開始決定時に対抗要件（仮登記を含む）を具備した担保権の設定を受けている債権者であり、第３章第１節の定めに基づき、当該担保目的物の売却処分時に、処分連動方式による担保弁済を受けることのできる更生担保権者（又は処分連動更生債権者）をいう。
22　通常の一般更生債権
　一般更生債権のうち、第３章第３節第２款から第５款までに定める一般更生債権を除く、その余の一般更生債権をいい、別表８－１に記載された一般更生債権をいう。
23　処分連動更生債権、処分連動更生債権者
　処分連動更生債権とは、処分連動方式による弁済の対象となっている担保権付債権のうち、確定更生担保権の額を超過する債権の部分であり、別表８－２に記載された一般更生債権をいう。処分連動更生債権者とは、処分連動更生債権を有する債権者をいう。
24　暫定預託金
　管財人と担保権者との間の担保変換合意に基づき、管財人名義の預金を目的として、担保権者のための変換担保（質権）が設定された場合における、当該預金元本債権をいう。

第２節　更生計画の基本方針及び権利変更の骨子（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１款　販売用不動産にかかる更生担保権

１　確定債権

⑴　22件　5,982,732,681円及び額未定
別表６－１（開始決定時完成済物件）

⑵　34件　8,053,935,998円
別表６－２（開始決定時未完成物件）

⑶　17件　3,157,795,000円
別表６－３（事業化中止物件）

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　処分連動方式による弁済
　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権にかかる更生担保権については、後記第４項及び第５項に従い、処分連動方式による弁済を実施する。

⑵　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権の免除
　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。

３　処分連動方式の対象となる担保不動産の売却方法等

⑴　売却方法
　管財人は、処分連動方式の対象となる担保目的物たる販売用不動産（以下、本款において、単に「担保不動産」という）の販売に当たっては、個別プロジェクトごとに、合理的なビジネスプランを作成し、その内容について、当該個別プロジェクトにかかる関係担保権者と個別協議を経た上で、販売を進めるものとする。

⑵　担保不動産処分期間
　管財人は、①更生計画認可決定確定日から起算して４年以内、又は、②個別プロジェクトごとの販売用不動産の引渡開始日（引渡開始日が更生手続開始決定日前の場合は更生手続開始決定日後の引渡再開日）（別表15－４参照）から起算して２年以内、のいずれか短い期間内に、担保不動産の売却を完了するものとする。

４　処分連動方式による仮弁済

⑴　仮弁済の実施時期
　管財人は、担保不動産（担保不動産を構成する個々の区分建物である場合を含む。以下同じ。）を売却したときは、当該担保不動産にかかる売却代金全額が入金された日（決済日）の属する月の翌月末日を限度として管財人が定める日限り、更生担保権者に対し、次号によって算定される額を、更生担保権の仮弁済として支払う。

⑵　仮弁済額の算定

㈠　基本算式
　仮弁済額は、下記算式に基づいて算定される額とする。

記

①　土地建物一体担保※１の場合
仮弁済額＝実質売却代金額※３×90％